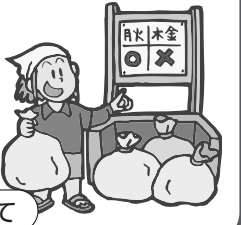


シリーズ ごみの減量・ 公平な負担のために



燃やせるごみのボックス収集の問題について

燃やせるごみのボックスはいくつあるの

現在、市内の燃やせるごみの収集方式は大きく分けて2通りあります。一つは昔からある緑の「ボックス方式」による収集、もう一つは「ステーション方式」といって、数軒ごとにネットを置き、そこにごみを出す方式です。

家庭ごみの有料化は、単純にごみの袋が有料になるといっただけのものではありません。市と皆さんで現在地域で抱える、さまざまなごみの課題を改善していきたいと考えています。

「ごみ対策課では、「ごみの減量・公平な負担のために」と題してごみの問題についてシリーズでお知らせしていきます。今回はその第3回目として、燃やせるごみのボックス収集の問題について考えてみます。

方式等によるポイントはおおよそ2200カ所となっております。ボックスは1個につき平均15世帯をカバーするので、市内の約8割の世帯はボックス方式による収集です。

しかし、実は多摩地域で吊り下げ式のボックス収集を行っているのは、東久留米市と府中市の2市だけです。23区ではボックス収集方式はありません。

1カ所に複数のボックスを置くポイントもあるので、市内全域のボックスの数は約3500個程度です。ボックスは1台4万6500円(税抜き、20年度契約実績)で市が購入しています。耐用年数は使用状態にもよりますが平均7年です。

ボックス収集のメリット

昨年の10月に行った市民アンケートを見ると、ボックスのメリットとして市民の皆さんから挙げられたのは「カラスやネコの被害がない」「自宅の前にごみを置かないのだから」「ボックスに入れてしまえばプライバシーが守られる(誰か出たか分からない)」「収集時間に合わせてごみを出さなくても大丈夫、などでした。

「ごみを出されると言がつるさい」
現在、ボックス方式の収集ポイントに投棄される粗大ごみなどの不法投棄物は、年間2000個を超えます。もう一方の方式であるステーション方式(網出し)の収集ポイントに投棄される不法投棄物は年間数十個です(不法投棄は法律によって処罰されます)。

ボックスにまつわる苦情
一方、主にボックスの近くにお住まいの方から、苦情が寄せられることがあります。その内容はおおむね次のようなものです。

「ごみ出しの時間が守られないため、いつもボックス周辺が臭う」「地域外からのごみの持ち込みがある」「ボックスの横に粗大ごみを不法投棄される」「きちんと分別しないで捨てる人がいる」「夜間、早朝



やめてください! 不法投棄

「ごみ出しの時間が守られないため、いつもボックス周辺が臭う」「地域外からのごみの持ち込みがある」「ボックスの横に粗大ごみを不法投棄される」「きちんと分別しないで捨てる人がいる」「夜間、早朝が整備される前から周辺住民の公共福祉のために使われている」という理由から「当面の間」置いてきたもので、恒久的な位置付けがされていないものではあります。「ボックスはとも便利なので撤去しないでください、今まで置いていた場所がダメなら、ほかの場所に移動してもいいから存続してください。でもわが家の前に置かれるのだけはちょっと...」
この声がボックスに関するごみ問題を端的に表しているのかもしれない。



イオン東久留米ショッピングセンター(仮称)建築事業

環境影響評価書案の縦覧・閲覧、意見書の提出ができます
事業者による住民説明会を開催します

【縦覧・閲覧期間】土曜・日曜日を除く、7月23日(水)～8月21日(木)の午前9時～午後4時半

【縦覧場所】市環境政策課(市役所5階)、都環境影響評価課(都庁第二本庁舎8階)、都多摩環境事務所管理課(立川合同庁舎4階)
【閲覧場所】市民プラザ事務室(市役所1階)
意見書の提出は7月23日(水)～9月5日(金)に

都市計画マスタープランを一部改訂しました

市では、近年の社会、経済情勢や南沢五丁目周辺地区、特に旧第一勧銀グラウンド(約5.5ha)の土地利用の動向等を踏まえ、南沢五丁目地区の地域の活性化につな

る土地活用が、市のまちづくりにとって望ましいとの考えから、土地利用を計画的に誘導し、流通業務地を近隣商業地や都市型住宅地・業務地などに転換する「東久留米市南

沢五丁目地区土地利用転換計画」を策定しました。そこで、この土地利用転換計画の内容を反映し、東久留米市都市計画マスタープランの一部改訂を行いました。なお、これらの内容は、7月15日(火)から都市計画課(市役所5階)または市ホームページでご覧いただけます。詳しくは都市計画課 ☎470・7762へ。

《事前に電話でご予約を》

相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会場
法律相談	6日・13日 20日・27日	弁護士	7月31日(木) 午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7777(代) 8月14日(木)	市役所2階相談室
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	8月21日(木)	
経営相談	平日の午前10時～午後4時	市商工会経営指導員	前日までに東久留米市商工会 ☎471・7577	東久留米市商工会館
女性の悩みごと相談	4日・11日 18日・25日	女性カウンセラー	7月18日(金) 午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061 8月4日(月)	男女平等推進センター
女性弁護士による法律相談	1日(金)午前9時半～午後零時半	女性弁護士	7月18日(金)	
耐震相談	6日(水)午後2時～5時	東久留米建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515	市役所1階屋内ひろば
教育相談室	火曜～土曜日 月曜～金曜日	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667(成美教育文化会館内教育センター) 滝山相談室 ☎475・8909(西中学校隣)	
母子相談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎470・7736	

8月のお気軽に無料相談

《直接会場へどうぞ》

相談名	相談日時	相談員	会場
知的障害者相談	13日(水)午前10時～正午	知的障害者相談員	市役所1階相談室
身体障害者相談	8日(金)午前10時～正午	身体障害者相談員	
心身障害者(児)相談	24時間随時 ☎477・2711	さいわい福祉センター指導員	さいわい福祉センター
動物なんでも相談	22日(金)午後1時半～2時半	獣医師	市役所2階相談室
職業相談	開庁日の午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員	市役所6階ワークコーナー
消費者相談	平日の午前10時～午後4時 電話相談も ☎473・4505	消費生活相談員	生活文化課(市役所2階)
電話なんでも相談(東久留米市社会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の午前10時～午後4時 ☎474・4294	市民ボランティア相談員	東久留米市社会福祉協議会

《訪問します》

訪問名	訪問希望の方は健康課保健サービス係 ☎477・0022	助産師・保健師	ご自宅
妊婦訪問			
赤ちゃん訪問			

東京都でも、交通事故相談 ☎03・5320・7733 やヤミ金被害者相談 ☎03・5320・4727 を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。